

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目次

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の告示……………	(税務課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正……………	(医療業務課)	1
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(食品衛生課)	2
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………	(農業施設管理課)	3
○土地改良区の定款の変更の認可……………	(農業施設管理課)	3
○道営土地改良事業計画の決定……………	(農業施設管理課)	3
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………	(調達課)	3
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(調達課)	3

### 道監査委員公表

○監査公表第3号……………		4
---------------	--	---

### 道公安委員会規則

○道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………		4
○公安委員会の文書の管理に関する規則の一部を改正する規則……………		9

## 告 示

### 北海道告示第221号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成24年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量（調達予定数量）
  - (1) 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務 一式
  - (2) 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務（1字当たりの学価）
 

ア ANK	138,009,900字
イ 漢字	5,798,000字
ウ 入力媒体	1,721,600字
  - (3) 道税総合情報処理システムシーリング業務（1件当たりの単価）
 

ア 封かん	914,200件
-------	----------

イ 封入・封かん 2,949,100件

(4) 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務（1件当たりの単価）

119,900件

(5) 道税総合情報処理システムCD-ROM作成業務（1枚当たりの単価）

ア マスタ 112枚

イ コピー 236枚

(6) 道税総合情報処理システムプログラム作成業務（1人工当たりの単価）  
85人工

2 随意契約の相手方を決定した日

平成24年3月23日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社HBA

(2) 住所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4 随意契約に係る契約金額

(1) 686,138,040円

(2)ア 38銭

イ 1円21銭

ウ 30銭

(3)ア 3円50銭

イ 3円50銭

(4) 14円

(5)ア 15,200円

イ 2,100円

(6) 528,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総務部財政局税務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### 北海道告示第222号

昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。

平成24年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項医療法人社団札幌清田整形外科病院の事項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

函館市の項医療法人社団高橋病院の事項中「医療法人社団高橋病院」を「社会医療法人高橋病院」に改め、同項函館赤十字病院の事項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

旭川市の項独立行政法人国立病院機構旭川医療センター及び市立旭川病院の事項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

岩見沢市の項岩見沢市立総合病院及び独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院の事項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

網走市の項J A北海道厚生連網走厚生病院の事項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

稚内市の項市立稚内病院の事項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

美唄市の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

紋別市の項医療法人社団耕仁会曾我クリニックの事項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

三笠市の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

根室市の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

千歳市の項医療法人社団豊友会千歳豊友会病院の事項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

深川市の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

八雲町の項八雲町熊石国民健康保険病院の事項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

長万部町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

せたな町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

奥尻町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

奈井江町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

月形町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

沼田町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

上富良野町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

音威子府村の項中「平成24. 3. 30」を「平成27. 3. 31」に改める。

猿払村の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

浜頓別町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

中頓別町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

枝幸町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

豊富町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

利尻町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

大空町の項中「平成24. 3. 30」を「平成27. 3. 31」に改める。

津別町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

斜里町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

雄武町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

更別村の項中「平成24. 3. 30」を「平成27. 3. 31」に改める。

陸別町の項中「平成24. 3. 30」を「平成27. 3. 31」に改める。

弟子屈町の項中「平成24. 3. 31」を「平成27. 3. 31」に改める。

#### 北海道告示第223号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

##### (1) 物品等の名称（1検体当たりの単価）

牛海綿状脳症診断用酵素抗体反応キット（テセーBSE（180検体以上のBSEテストサンプルシリンジ、キャリブレーションニードル及び1ミリリットルのシリンジを含む。））

##### (2) 数量（調達予定数量）

21万5,710検体分

#### 2 落札を決定した日

平成24年3月16日

#### 3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道和光純薬株式会社

(2) 住所 札幌市北区北15条西4丁目1番16号

#### 4 落札金額

234円

#### 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 6 一般競争入札の公告

平成24年2月3日付け北海道告示第45号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第224号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安平町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成24年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成24. 3.16	監事	伊藤 隆	勇払郡安平町早来緑丘21番地35
退任	同 24. 1.31	同	西川 宏治	同 安平町早来緑丘26番地

北海道告示第225号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成24. 3.23	上磯土地改良区
同 24. 3.26	秩父別土地改良区

北海道告示第226号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成24年4月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
幌加内西部	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理	北海道上川総合振興局
幌加内中部	農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理	同

北海道告示第227号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

2 売りさばき人の項を「さばき人」の項を削り、同項に次の1事項を加える。

有限会社大滝商店 平成24. 4. 1 有限会社大滝商店留萌合同庁舎売店

北海道告示第228号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成24年4月3日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称（1箱（500枚/冊×5冊入）当たりの単価）及び調達予定数量

- (1) P P C用紙（A4） 700箱
- (2) P P C用紙（A4） 250箱
- (3) P P C用紙（A4） 230箱
- (4) P P C用紙（A4） 850箱

2 落札を決定した日

平成24年3月16日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(3)まで

ア 氏名 大丸藤井株式会社

イ 住所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

(2) 1の(4)

ア 氏名 株式会社エム・マツバラ

イ 住所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号

4 落札金額

(1) 1の(1)から(3)まで 1,330円

(2) 1の(4) 1,350円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成24年1月27日付け北海道告示第35号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道出納局集中業務室調達課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

## 道 監 査 委 員 公 表

### 監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した平成22年度に係る財政的援助団体等の監査の結果を次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類は、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供する。）

平成24年4月3日

北海道監査委員 加藤 礼 一  
北海道監査委員 池田 隆 一  
北海道監査委員 太田 博  
北海道監査委員 鮎谷 長 藏

## 道 公 安 委 員 会 規 則

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月3日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

### 北海道公安委員会規則第4号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（昭和47年北海道公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表1」の次に「又は別表1の2」を加える。

第22条の3（見出しを含む。）中「免許用写真」を「申請用写真」に改める。

第24条の見出しを「（運転経歴証明書の交付の申請）」に改め、同条中「（別記様式第29号）」を削り、「別記様式第30号」を「別記様式第29号」に、「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同条ただし書中「別表1」を「免許の取消しの申請と日と同じくして運転経歴証明書の交付の申請を行い、かつ、別表1の2」に、「免許用写真」を「申請用写真」に改め、同条次に次の2条を加える。

（運転経歴証明書の記載事項の変更の届出）

**第24条の2** 施行規則第30条の12に規定する運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、運転経歴証明書記載事項変更届（別記様式第30号）により行うものとする。

（運転経歴証明書の再交付の申請）

**第24条の3** 施行規則第30条の13に規定する運転経歴証明書の再交付の申請は、運転経歴証

明書再交付申請書（別記様式第31号）により行うものとする。

第28条中「函館方面本部交通課長」を「函館方面本部函館機動警察隊高速道路交通警察隊長」に改め、同条の表中「北斗市柳沢226番」を「北斗市茂辺地817番1」に改める。

附則第8項を削る。

附則第9項中「北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊」を「北海道警察本部交通部」に改め、同項を附則第8項とする。

別表1の表中

当該自動車の出発地を管轄する警察署。ただし、旭川方面及び釧路方面の高速自動車国道等を除く高速自動車国道等に係るものについては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊又は当該方面本部交通課、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊

を

当該自動車の出発地を管轄する警察署。ただし、警察本部の所在地を包括する方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊、函館方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察函館方面本部函館機動警察隊高速道路交通警察隊、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊、北見方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察北見方面本部交通課

に、

「同 条第5項  
（運転経歴証明書の申請）」

を

「施行規則第30条の13第1項  
（運転経歴証明書の再交付の申請）」

に、

札幌	中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別及び手稲の各警察署（以下「札幌9署」という。）管内	札幌運転免許試験場又は優良運転者免許更新センター（優良運転者免許更新センターは、申請による免許の取消し、運転経歴証明書の申請及び国外運転免許証の交付申請を適用する。）	を	法第94条第1項 （免許証の記載事項の変更届出）	を	法第94条第1項 （免許証の記載事項の変更届出）	に、
	札幌9署管内を除く各警察署管内	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地を管轄する警察署（優良運転者免許更新センターは、申請による免許の取消し、運転経歴証明書の申請及び国外運転免許証の交付申請を適用する。）					
札幌	中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別及び手稲の各警察署（以下「札幌9署」という。）管内	札幌運転免許試験場又は優良運転者免許更新センター（優良運転者免許更新センターは、申請による免許の取消し、運転経歴証明書の再交付の申請及び国外運転免許証の交付申請に限る。）	に、	札幌	各警察署管内	札幌運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署	を
	札幌9署管内を除く各警察署管内	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は住所地を管轄する警察署（優良運転者免許更新センターは、申請による免許の取消し、運転経歴証明書の再交付の申請及び国外運転免許証の交付申請に限る。）					
				住所地为管轄する警察署。ただし、旭川方面及び釧路方面の高速自動車国道等を除く高速自動車国道等に係るものについて	住所地为管轄する警察署。ただし、警察本部の所在地を包括する方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊、函館方面の高速自動車国道等に係るものについて		

ては北海道警察本部交通部高速道路交通警察隊又は当該方面本部交通課、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊

を

のについては北海道警察函館方面本部函館機動警察隊高速道路交通警察隊、旭川方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察旭川方面本部旭川機動警察隊高速道路交通警察隊、釧路方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察釧路方面本部十勝機動警察隊高速道路交通警察隊、北見方面の高速自動車国道等に係るものについては北海道警察北見方面本部交通課

に改める。

別表1の次に次の1表を加える。

別表1の2（第2条関係）

申請の種別	運転免許を取り消した公安委員会	経 由 先
	北海道公安委員会	札幌運転免許試験場、優良運転者免許更新センター又は申請者の住所地を管轄する警察署（中央、東、西、南、北、白石、豊平、厚別及び手稲の各警察署を除く。優良運転者免許更新センター及び警察署は、運転免許を取り消した公安委員会と申請者の住所地を管轄する公安委員会が同一の場合に限る。）
		函館運転免許試験場又は申請者の住所地を管轄する警察署（函館中央及び

法第104条の4第5項  
（運転経歴証明書の申請）

北海道函館方面公安委員会	函館西の両警察署を除く。警察署は、運転免許を取り消した公安委員会と申請者の住所地を管轄する公安委員会が同一の場合に限る。）
北海道旭川方面公安委員会	旭川運転免許試験場又は申請者の住所地を管轄する警察署（旭川中央及び旭川東の両警察署を除く。警察署は、運転免許を取り消した公安委員会と申請者の住所地を管轄する公安委員会が同一の場合に限る。）
北海道釧路方面公安委員会	釧路運転免許試験場、帯広運転免許試験場又は申請者の住所地を管轄する警察署（釧路及び帯広の両警察署を除く。警察署は、運転免許を取り消した公安委員会と申請者の住所地を管轄する公安委員会が同一の場合に限る。）
北海道北見方面公安委員会	北見運転免許試験場又は申請者の住所地を管轄する警察署（北見警察署を除く。警察署は、運転免許を取り消した公安委員会と申請者の住所地を管轄する公安委員会が同一の場合に限る。）

別表4中

一般国道228号

函館市石川町434番7から北斗市柳沢33まで

を

一般国道228号	函館市石川町434番7から北斗市茂辺地817番1まで
----------	----------------------------

に、

一般国道232号	天塩郡天塩町字下サロベツ2392番1から留萌市元川町1丁目17番1まで
----------	-------------------------------------

を

一般国道232号	天塩郡天塩町字下サロベツ2392番1から留萌市元川町1丁目17番1まで
一般国道232号	天塩郡天塩町字川口317番3から天塩郡天塩町字川口5692番2まで

に、

一般国道235号（日高自動車道）	苫小牧市字植苗634番2から苫小牧市字沼の端4街区まで
一般国道235号	苫小牧市字沼ノ端から沙流郡日高町字平賀まで

を

一般国道235号（日高自動車道）	苫小牧市字植苗634番2から沙流郡日高町字緑町116番1まで
------------------	--------------------------------

に、

一般国道278号	函館市尾札部から函館市安浦まで
----------	-----------------

を

一般国道278号	函館市尾札部から函館市豊崎町204番26まで
----------	------------------------

に、

道道 占冠インター線	勇払郡占冠村字シムカブ原野48番5地先から勇払郡占冠村字シムカブ原野48番2地先まで
------------	--

を

道道 占冠インター線	勇払郡占冠村字シムカブ原野48番5地先から勇払郡占冠村字シムカブ原野48番2地先まで
道道 むかわ穂別インター線	勇払郡むかわ町穂別長和30番9地先から勇払郡むかわ町穂別長和252番1地先まで
道道 上磯厚沢部線	北斗市茂辺地1丁目215番1地先から北斗市茂辺地669番1地先まで
道道 森インター線	茅部郡森町字森川町292番1地先から茅部郡森町字森川町317番4地先まで
道道 茂辺地インター線	北斗市茂辺地669番1地先から北斗市茂辺地817番1地先まで
道道 士別剣淵インター線	士別市南町東4区469番19地先から士別市南町東4区1876番13地先まで
道道 芽室帯広インター線	帯広市西25条北1丁目10番地先から河西郡芽室町西士狩北1線1地先まで
道道 帯広川西インター線	帯広市川西町基線45地先から帯広市川西町西1線49地先まで
道道 本別インター線	中川郡本別町共栄39番1地先から中川郡本別町共栄44番6地先まで
道道 幸福インター線	帯広市幸福町東6線166番3地先から帯広市幸福町東2線163番18地先まで

に、

市道 明野南3条通線	苫小牧市新開町2丁目地先から苫小牧市新開町1丁目地先まで
------------	------------------------------

を

市道 明野南3条通	苫小牧市新開町1丁目地先から苫小牧市新開町4丁目7番地先まで
-----------	--------------------------------

に、

市道 北上西7号南道路	北見市北上272番2地先から北見市北上824番1地先まで
-------------	------------------------------

市道 北上西7号南道路	北見市北上272番2地先から北見市北上824番1地先まで
市道 明野西3条通	苫小牧市新開町2丁目3番地先から苫小牧市新開町2丁目10番地先まで
市道 明野西2条通	苫小牧市新開町4丁目7番地先から苫小牧市新開町2丁目1番地先まで

に改める。

別記様式第29号及び別記様式第30号を次のように改める。

**別記様式第29号**（第24条関係）

（表）

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書			写 真
年 月 日			
公安委員会 殿			
フリガナ	生 年 月 日	性 別	
氏 名	年 月 日		
現 住 所	連絡先電話番号		
取消年月日	年 月 日		

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

手 数 料	
-------------	--

**別記様式第30号**（第24条の2関係）

運 転 経 歴 証 明 書 記 載 事 項 変 更 届
-----------------------------

年 月 日	
公安委員会 殿	
届出者氏名	
変 更 す る 事 項	フリガナ
	新 氏 名
	新 住 所
運転経歴証明書の写し欄	

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第30号の次に次の1様式を加える。

**別記様式第31号**（第24条の2関係）

（表）

運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 申 請 書			写 真
年 月 日			
公安委員会 殿			
フリガナ	生 年 月 日	性 別	
氏 名	年 月 日		
現 住 所	連絡先電話番号		

注 規格は、A列4番縦長とする。

（裏）

手 数 料	
-------------	--

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

公安委員会の文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月3日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

### 北海道公安委員会規則第5号

公安委員会の文書の管理に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会の文書の管理に関する規則（平成13年北海道公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「公安委員会」を「北海道公安委員会又は方面公安委員会（以下「公安委員会」と総称する。）」に改める。

第3条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 編さんファイル管理簿

(5) 編さんファイル廃棄簿

第8条第1項中「（電磁的記録のうち電子的方式で作られた記録（以下「電子情報」という。）を除く。以下この条及び第10条から第16条までにおいて同じ。）」を削り、「公安委員会が管理する文書について」「文書の内容に応じて系統的に文書を分類する」に改める。

第11条第1項中「において」の次に「、編さんファイル（文書を第8条の文書分類表に従い、まとめたものをいう。以下同じ。）に編さんし」を加える。

第12条各号列記以外の部分中「の保存期間」を削り、同条第4号中「第3条第4号」を「第3条第6号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加える。

(4) 第3条第4号に規定する文書 長期

(5) 第3条第5号に規定する文書 10年

第13条第1項中「暦年により処理する」を削り、「年の翌年の1月1日」を「会計年度の翌会計年度の4月1日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法令等の規定により保存期間の起算日の定めのある文書については、当該法令等の定めるところによる。

第13条第2項を削る。

第14条第1項中「当該公安委員会」を「公安委員会」に改め、同条第2項に次の3号を加える。

(5) 北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「保護条例」という。）第14条の規定による個人情報の開示の請求があったもの 保護条例第19条又は第21条の決定の日の翌日から起算して1年間

(6) 保護条例第28条の規定による個人情報の訂正の請求があったもの 保護条例第31条の決定の日の翌日から起算して1年間

(7) 保護条例第35条の規定による個人情報の利用停止の請求があったもの 保護条例第38条の決定の日の翌日から起算して1年間  
第14条の次に次の2条を加える。

（編さんファイル管理簿）

**第14条の2** 文書管理責任者は、編さんファイルを適切に管理するため、当該編さんファイルの名称、保存期間その他必要な事項を記載した編さんファイル管理簿（別記第1号様式）を作成しなければならない。

2 編さんファイル管理簿は、少なくとも毎年度1回、整理するものとする。

（編さんファイル管理簿の供覧）

**第14条の3** 編さんファイル管理簿は、北海道情報公開条例の施行に関する公安委員会規則（平成13年北海道公安委員会規則第14号）第2条に定める公文書の検索に必要な資料を備え置く場所において、一般の閲覧に供するものとする。

第15条第1項中「の経過」を「を経過」に改め、「文書は」の次に「、編さんファイル廃棄簿（別記第2号様式）を作成し、文書管理責任者の確認を受けて」を加える。

第16条を次のように改める。

（電磁情報管理簿）

**第16条** 電磁的記録媒体に記録された電磁的記録（以下「電磁情報」という。）を適切に管理するため、公安委員会に電磁情報管理簿（別記第3号様式）を備え、文書管理担当者が管理するものとする。

2 電磁情報を作成し、又は取得したときは、電磁情報管理簿に必要な事項を記載しなければならない。

第16条の2から第16条の5までを削る。

別記様式を次のように改める。

### 別記第1号様式（第14条の2関係）

#### 編さんファイル管理簿

作成(取得)年 度	編さんファイル名	保存期間	保存期間起算日	保存期間満了日	保存場所	保存期間満了時の措置	備 考


注 規格は、A列4番横長とする。  
別記第1号様式の次に次の2様式を加える。

**別記第2号様式**（第15条関係）

編さんファイル廃棄簿

作成(取得) 年 度	編さんファイル名	保存期間	保存期間満了日	廃棄前 確認欄	廃棄日	廃棄方法	廃棄後 確認欄	備 考



**附 則**

- 1 この規則は、平成24年4月3日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公安委員会の文書の管理に関する規則の規定により保管し、又は保存している文書の取扱いについては、なお従前の例による。
-